

表 電子商務法における「電子商務経営者」と「電子商務プラットフォーム経営者」に対する主な義務・禁止事項

「電子商務経営者」
・ 市場主体としての登記、納税、関連する行政許可を取得すること。
・ 商品販売やサービス提供を行う際、消費者の生命や財産の安全および環境保護に係る必要な条件を満たすこと。法律・行政法規で取引が禁止されている商品・サービスを販売しないこと。
・ 紙あるいは電子媒体で発票（領収書）を発行すること。
・ ウェブサイトのトップページの見えやすい位置に営業許可証および関連する行政許可などの情報を公示すること。情報が変更された場合は随時情報を更新すること。
・ 全面的に、正しく、正確に、迅速に商品・サービスの情報を開示し、消費者の情報を知る権利、選択する権利を保障すること。また、架空の取引やユーザー評価の捏造（ねつぞう）などによって虚偽や誤解を与えるような商業宣伝や詐欺、消費者をミスリードする行為を禁止する。
・ 消費者の趣味嗜好や消費習慣などに基づき、消費者個人に向けた商品・サービスの検索結果を提供する場合には、消費者個人にカスタマイズされたもの以外の選択肢も同時に提供することで消費者の合法的権益を尊重し平等に保護すること。
・ 誓約あるいは消費者との契約に基づき、期限内に消費者に商品・サービスを提供すること。かつ、商品輸送中のリスクと責任を負担すること。
・ 消費者から徴収した保証金を返還する際の方式やプロセスを明示すること。保証金返還において不合理な条件を課すことを禁止する。消費者が返還を求めた場合、返還条件に合致すれば速やかに返還すること。
・ 技術的優位性、ユーザー数、業界に対するコントロール能力などの要因によって市場で支配的な地位を得ている場合、市場支配的地位の乱用や排除、競争の制限を禁止する。
・ ユーザーの個人情報を収集、使用する際は、法律・法規の個人情報保護関連規定を順守すること。
・ ユーザーに対して個人情報の検索、更新、削除および登録取り消しの方法と手順を明示すること。
・ ユーザーから個人情報に関する問い合わせや修正・削除申請を受けた場合、ユーザーの身元を確認後、速やかに問い合わせに回答、あるいはユーザーの個人情報を修正・削除すること。ユーザーが登録の取り消しを求めた場合にはただちに応じること。
・ 政府の関連する主管部門から、法律・法規の規定に基づいて関連する電子商務データの情報を提供するよう要請があった場合には、同情報を提供すること。
・ 越境電子商務を行う際は、輸出入監督管理などの関連法律・法規を順守すること。

<ul style="list-style-type: none"> 電子商務紛争の処理において、オリジナルの契約と取引記録を提供すること。前述資料を紛失、偽造、改ざん、毀損（きそん）、隠匿あるいは提供を拒絶するなどし、それによって人民法院、仲裁機関、あるいは関連機関による法的事実の究明が不可能となった場合、相応の法的責任を負うこと。
<p>「電子商務プラットフォーム経営者」</p>
<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームでの商品販売やサービス提供を申請する経営者に対し、その身元に関する情報、住所、連絡手段、行政許可などの真実に基づいた情報を提出させ、検査、登記、登記資料の作成を行い、かつ定期的に検査・更新を行うこと。
<ul style="list-style-type: none"> 「プラットフォーム内経営者」の身元に関する情報を規定に従い市場監督管理部門に申告すること、身元に関する情報と納税に関する情報を税務部門に申告すること。
<ul style="list-style-type: none"> プラットフォーム内の商品およびサービスが本法第12条、13条の規定に違反している（必要な行政許可の未取得、消費者の生命・財産を脅かす、環境保護の要求を満たしていない）のを発見した場合、法に従って必要な処置・措置を取るとともに関連主管部門へ報告すること。
<ul style="list-style-type: none"> ネットワークの安全および安定的な運営を保証し、ネット上の犯罪活動を防止すること。ネットワーク安全事件に有効に対処し、電子商務取引の安全を保証する技術的措置およびその他必要な措置を取ること。
<ul style="list-style-type: none"> ネットワーク安全事件が発生した場合の対応マニュアルを整備すること。ネットワーク安全事件が発生した場合は、ただちに対応マニュアルに従って相応する応急措置を取り、関連主管部門に報告すること。
<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームに掲載している商品・サービスの情報、取引情報を記録・保存し、情報の完全性、秘匿性、使用可能性を確保すること。商品・サービスの情報、取引情報は取引終了時から少なくとも3年以上保存すること（法律・法規に別途規定がある場合は、その規定に従う）。
<ul style="list-style-type: none"> 公開・公平・公正の原則を守り、プラットフォームで提供するサービスに関する協議書および取引に関するルールを整備し、プラットフォームへの参入・退出、商品・サービスの品質の保証、消費者の権益保護、個人情報保護などの権利および義務を明確にすること。
<ul style="list-style-type: none"> ウェブサイトのトップページの分かりやすい位置に、プラットフォームで提供するサービスに関する協議書および取引に関するルールの情報あるいはその情報へのリンクを公示し、経営者および消費者が円滑に閲覧、ダウンロードできるようにすること。
<ul style="list-style-type: none"> プラットフォームで提供するサービスに関する協議書および取引に関するルールを改定する場合は、ウェブサイトのトップページの分かりやすい位置でパブリックコメントを募集し、関係各方面が十分に意見を表明できるよう措置を取ること。改定した内容は少なくとも実施する7日前までに公示すること。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 「プラットフォーム内経営者」が上記の改定内容を受け入れられず、プラットフォームからの退出を求めた場合、これを阻止することを禁止。かつ、改定前のサービスに関する協議書および取引に関するルールに基づき、関連する責任を負うこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ サービスに関する協議書および取引に関するルールなどの技術的手段を通じて、「プラットフォーム内経営者」に対してプラットフォーム内での取引、取引価格、他の経営者との取引において不合理な制限を加えたり、不合理な条件を課すこと、「プラットフォーム内経営者」から不合理な費用を徴収することを禁止する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 法律・法規に違反した「プラットフォーム内経営者」に協議書および取引に関するルールに基づいて警告を行ったり、サービスの一時停止あるいは終了などの措置を取った場合、速やかに公表すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らのプラットフォーム上で直営業務を行う場合、直営業務と「プラットフォーム内経営者」の業務が明確に区別できるようにし、消費者をミスリードしないこと。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「プラットフォーム内経営者」の商品あるいはサービスが身体や財産の安全性の要求を満たさず、あるいは消費者の合法的権益・行為を侵害すると判断される場合、必要な措置を取らなければ、法に基づいて「プラットフォーム内経営者」と連帯責任を負う。消費者の生命や健康に関わる商品・サービスについて、「電子商務プラットフォーム経営者」が「プラットフォーム内経営者」の資質や資格について審査を尽くさず、あるいは消費者に対する安全保障の義務を怠り、消費者に損害を与えた場合、法律に従い相応の責任を負う。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 信用評価制度を確立し、信用評価ルールを公示すること。プラットフォーム内の商品やサービスに対する消費者の評価を削除することを禁止する。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者が商品・サービスを検索した際に価格、販売量、信用などの多様な方式に基づいて検索結果を表示すること。価格競争で検索結果表示の順位を決めている場合は「広告」であることを明示すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 知的財産権保護のルールを整備し、知財権利者と協力を強化し、法に基づいて知財を保護すること。
<ul style="list-style-type: none"> ・ 簡便で有効なクレーム・通報メカニズムを整備し、クレームや通報の方法に関する情報を公開し、クレームや通報を速やかに受理し処理すること
<ul style="list-style-type: none"> ・ 消費者が電子商務プラットフォームで商品・サービスを購入する際に「プラットフォーム内経営者」と紛争が発生した場合、消費者が合法的な権益を維持することを積極的に支援すること。
<p>その他</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「電子商務プラットフォーム経営者」と「プラットフォーム内経営者」が協議して消費者権益の保障基金を設立した場合、双方が積立額および管理・使用・返還の方法を明確に取り決めること。

(出所) 中華人民共和国電子商務法を基に作成